

阿南市認定新規就農者制度について

1 認定新規就農者制度とは

認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた者に対して無利子資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じようとするものです。

2 青年等就農計画の申請対象者

- (1) 青年(18歳以上45歳未満)
- (2) 特定の知識・技能を有する者(65歳未満)
- (3) 上記の者が役員のお半数を占める法人
- (4) 農業経営を開始して5年以内の者
- (5) 認定農業者は除く。



3 認定までの流れ

- (1) 認定を受けようとする新規就農者が「青年等就農計画認定申請書(添付書類を含む。)」を作成し、農林水産課に提出します。申請書の農業経営の規模目標や農業所得算出根拠等の作成については、阿南農業支援センター(24-4667)に事前に御相談ください。

〔提出書類〕

- ① 青年等就農計画認定申請書
 - ② 目標(5年後)年間農業所得の算出根拠
 - ③ 収支計画
 - ④ 青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて
 - ⑤ 経営開始時期を証明する書類(経営開始している場合)
 - ⑥ 法人登記簿、法人定款の写し(法人のみ)
 - ⑦ 農業版BCP、直近確定申告書(経営開始している場合)等その他
- (2) 阿南市青年等就農計画認定審査会議(月1回)において、青年等就農計画を認定基準に照らし、審査を行います。
 - (3) 青年等就農計画が適当と認められるときは、認定の可否について申請者に通知します。認定後に経営開始する場合は、経営開始届に経営開始時期を証明する書類を添えて提出してください。

4 主な認定基準

- (1) 年間農業所得 概ね280万円(下限250万円)
- (2) 年間労働時間:2,000時間程度
- (3) 計画が市の基本構想に照らして適切であること。
- (4) 計画が達成される見込みが確実であること。



5 認定新規就農者に対する支援措置

支援措置	問い合わせ先
青年等就農資金(無利子融資)	日本政策金融公庫
新規就農者育成総合対策 (経営開始資金・経営発展支援事業)	阿南市農業水産課振興係
農地利用効率化等交付金(融資主体補助型)	阿南市農林水産課企画係
経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)	阿南市農林水産課水田対策係
農業者年金保険料の国庫補助(青色申告者に限る。)	阿南市農業委員会

阿南市農林水産課 TEL:0884-22-1598